

## 厚木市本厚木駅周辺まちづくり推進会議書面会議開催要領

### 1 会議の日

書面会議の開催日は、返信期日内に委員から書面による表決があった日のうち、最後の委員の表決を厚木市本厚木駅周辺まちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）が受領した日とする。

### 2 案件

- (1) 本厚木駅周辺における歩いて楽しいまちづくりを推進するための計画（案）に関する賛否について
- (2) 推進会議規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項に対する賛否について

### 3 実施方法

#### (1) 書面会議の議案書等

書面会議の実施に当たっては、返信期日を指定し、議案書及び参考資料並びに書面表決書を委員に送付する。

また、厚木市本厚木駅周辺まちづくり推進会議の会議等の公開に関する要綱第4条第1項及び第2項の規定に準じ、書面会議の議題等については、厚木市ホームページ等において事前に公表するものとする。

#### (2) 会議の成立要件

期日までに委員の半数以上からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

#### (3) 議決方法

議決は、書面表決書ごとに会議に出席したものとみなした委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (4) 会議結果

書面会議開催後、委員長は、各委員の表決内容及び意見を取りまとめ、その結果を、全委員に送付する。

また、会議録は、書面会議による開催が分かる内容とし、厚木市本厚木駅周辺まちづくり推進会議の会議等の公開に関する要綱第7条に基づき、公開する。

### 4 報酬

報酬は、表決をした委員に対して、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づく額を支払うものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。